



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第940号 令和8年4月28日発行

目次

※は県例規集掲載

【告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|-----|--|--------|
| 225 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件 | 環境管理課 |
| 226 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった件 | 同 |
| 227 | 歳入等の指定納付受託者を指定した件 | 出納局会計課 |

【公安委員会規則】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--|------|
| 7※ | 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び火薬類取締法の施行に関する細則の一部を改正する規則 | |

徳島県告示第225号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月28日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 富田製薬株式会社
住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山85番地1
代表者 代表取締役 富田純弘

(2) 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場
所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山85番地1

(3) 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第47号ロに規定するろ過施設

(4) 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年4月28日から
令和8年5月19日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第226号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和8年4月28日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 申請の概要

(1) 申請者

名 称 富田製薬株式会社
住 所 鳴門市瀬戸町明神字丸山85番地1
代表者 代表取締役 富田純弘

(2) 工場又は事業場

名 称 富田製薬株式会社 本社工場
所在地 鳴門市瀬戸町明神字丸山85番地1

(3) 特定施設の種類

変更なし

(4) 変更の概要

排出水の量

(5) 変更しようとする事項

2の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県生活環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和8年4月28日から
令和8年5月19日まで

(2) 場所

徳島県生活環境部環境管理課及び鳴門市環境共生部環境政策課

徳島県告示第227号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次に掲げる者をキャッシュレス決済端末を利用した歳入等の指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年4月28日

徳島県知事 後藤 田 正 純

| 名 称 | 住所又は事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-------------|------------------|-----------|
| 株式会社寺岡精工 | 東京都大田区久が原5-13-12 | 令和8年3月19日 |
| 阿波銀カード株式会社 | 徳島市西船場町二丁目12番地 | 同 |
| 三井住友カード株式会社 | 大阪府中央区今橋四丁目5-15 | 同 |

徳島県公安委員会規則第7号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び火薬類取締法の施行に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月28日

徳島県公安委員会委員長 稲井芳枝

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び火薬類取締法の施行に関する細則の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成19年徳島県公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第34条の2中「第34条」を「前条」に改める。

第43条を第44条とし、第42条の次に次の1条を加える。

(身分を示す証明書)

第43条 法第10条の6第4項(法第27条の2第3項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、警察官にあっては警察手帳(警察手帳規則(昭和29年国家公安委員会規則第4号)第2条に規定する警察手帳をいう。次項において同じ。)とし、警察官以外の警察職員にあっては警察本部長が定めるものとする。

2 法第24条第3項に規定する身分を示す証明書は、警察手帳とする。

(火薬類取締法の施行に関する細則の一部改正)

第2条 火薬類取締法の施行に関する細則(平成20年徳島県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第15条中「警察手帳」の次に「(警察手帳規則(昭和29年国家公安委員会規則第4号)第2条に規定する警察手帳をいう。)」を加え、「徳島県警察職員の証(徳島県警察職員の証に関する訓令(平成14年徳島県警察本部訓令第36号)第2条に規定する徳島県警察職員の証をいう。)」を「警察本部長が定めるもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。